

平成31年2月1日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）」（以下「運用通知」という。）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）以降は、これによってください。

なお、改正後の運用通知第9条関係第4項(2)及び第6項(2)並びに第22条の2関係の規定は、これらの規定に係る超過勤務（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第13条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）が施行日以後の期間におけるもののみである場合について適用し、当該超過勤務が施行日前の期間におけるものを含む場合については、なお従前の例によることとします。

また、改正後の運用通知第9条関係第4項(1)及び第6項(1)の規定は、これらの規定に係る情報が施行日以後に行う面接指導（施行日前の超過勤務又は心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づくものを除く。）又は健康診断の結果に基づくものである場合について適用することとします。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第9条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の第3項の「人事院の定める健康管理についての指導等の業務」は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>健康診断及び面接指導の実施についての指導</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 <u>健康管理医は、職員の健康管理指導等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>この条の第5項の「人事院の定めるもの」は、次に掲げる情報とする。</u></p> <p>(1) <u>規則第22条の2第3項（規則第22条の4第5項にお</u></p>	<p>第9条関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 この条の第3項の「人事院の定める健康管理についての指導等の業務」は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>健康診断又は面接指導の実施についての指導</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

いて準用する場合を含む。以下この(1)及び第6項(1)において同じ。)の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(規則第22条の2第3項の規定による措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)及び規則第24条第1項の規定により既に講じた事後措置又は講じようとする事後措置の内容に関する情報

(2) 各省各庁の長が超過勤務(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第13条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。第22条の2関係第10項において同じ。)を命じた時間(以下「超過勤務時間」という。)が1箇月(月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。)について80時間を超えた職員並びに1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前

の1箇月、2箇月、3箇月、
4箇月及び5箇月の期間を加
えたそれぞれの期間における
超過勤務時間の1箇月当たり
の平均時間が80時間を超え
た職員（第22条の2関係第
1項及び第4項において「1
箇月平均80時間超職員」と
いう。）の氏名及びこれらの
職員に係る超過勤務時間に関
する情報

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほ
か、職員の業務に関する情報
であって健康管理医が職員の
健康管理指導等を適切に行う
ために必要と認めるもの

5 前項(2)の超過勤務時間の算定 (新設)
は、毎月1回以上、一定の期日
を定めて行わなければならない。

6 この条の第5項の規定による (新設)
情報の提供は、次に掲げる情報
の区分に応じ、それぞれ次に定
めるところにより行うものとし
る。

(1) 第4項(1)に掲げる情報 規
則第22条の2第3項の規定

により医師からの意見聴取を行
った後又は規則第23条第
1項若しくは第2項の規定に
より健康管理医による指導区
分の決定若しくは変更を受け
た後、遅滞なく提供すること。

(2) 第4項(2)に掲げる情報 超
過勤務時間の算定を行った後
、速やかに提供すること。

(3) 第4項(3)に掲げる情報 健
康管理医から当該情報の提供
を求められた後、速やかに提
供すること。

7 この条の第7項の「人事院の
定めるもの」は、次の事項とす
る。

(新設)

(1) 健康管理医の業務の具体的
な内容

(2) 健康管理医に対する健康相
談の申出の方法

(3) 健康管理医による職員の心
身の状態に関する情報の取扱
いの方法

8 この条の第7項の「人事院の
定める方法」は、次に掲げるい
ずれかの方法とする。

(新設)

(1) 各勤務場所の見やすい場所
に常時掲示し、又は備え付け
ること。

(2) 書面を職員に交付すること。

(3) 磁気テープ、磁気ディスク
その他これらに準ずる物に記
録し、かつ、各勤務場所に職
員が当該記録の内容を常時確
認できる機器を設置すること。

第22条の2関係

1 この条の第1項第1号の「人
事院の定める要件」は、超過勤
務時間が1箇月について100
時間以上の職員又は1箇月平均
80時間超職員であることとす
る。ただし、当該1箇月平均8
0時間超職員（超過勤務時間が
1箇月について100時間以上
の職員を除く。）のうち、第3
項の期日前1月以内にこの条の
第1項の面接指導を受けた職員
その他これに類する職員であっ
て、当該面接指導を受ける必要
がないと医師が認めたものを除
く。

2 この条の第1項第2号の「人

第22条の2関係

(新設)

1 この条の第1項の「人事院の

事院の定める要件」は、超過勤務時間が1箇月について80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員であることとする。ただし、次項の期日前1月以内にこの条の第1項の面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、当該面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

3 前2項の超過勤務時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

4 各省各庁の長は、超過勤務時間の算定を行ったときは、速やかに、超過勤務時間が1箇月について80時間を超えた職員及び1箇月平均80時間超職員に対し、これらの職員に係る超過勤務時間に関する情報を通知しなければならない。

5 (略)

6 この条の第1項第2号の申出は、第3項の期日後、遅滞なく

定める要件」は、1週間当たり38時間45分を超えて勤務させた場合におけるその超えた時間が1月について100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員であることとする。ただし、次項の期日前1月以内にこの条の第1項の面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、当該面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 前項の超えた時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

3 各省各庁の長は、第1項の超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、同項の超えた時間が1月について100時間を超えた職員の氏名及び当該職員に係る同項の超えた時間に関する情報を健康管理医に提供しなければならない。

4 (同左)

5 この条の第1項の申出は、第2項の期日後、遅滞なく、行う

、行うものとする。

7 各省各庁の長は、この条の第1項各号に掲げる職員に対して、遅滞なく、同項の面接指導を行わなければならない。

8 健康管理医は、第2項の要件に該当する職員に対して、この条の第1項第2号の申出を行うよう勧奨することができる。

9 各省各庁の長は、この条の第1項の面接指導を行うに当たり、医師に、同項各号に掲げる職員に対し、次に掲げる事項について確認を行わせるものとする。

(1)～(3) (略)

10 この条の第2項の「人事院の定める事項」は、職員に超過勤務を命じた場合の当該職員の氏名並びに当該超過勤務を命じた年月日及び時間数とする。

11 この条の第2項の記録は、給実甲第65号（人事院規則9—7（俸給等の支給）の運用について）第13条関係第1号に規定する超過勤務等命令簿によ

ものとする。

6 各省各庁の長は、職員からこの条の第1項の申出があったときは、遅滞なく、同項の面接指導を行わせなければならない。

7 健康管理医は、第1項の要件に該当する職員に対して、この条の第1項の申出を行うよう勧奨することができる。

8 各省各庁の長は、この条の第1項の面接指導を行わせるに当たり、同項の申出を行った職員に対し、次に掲げる事項について医師が確認を行うようにさせるものとする。

(1)～(3) (同左)

(新設)

(新設)

って前項に定める事項を記録している場合においては、当該超過勤務等命令簿によることのできる。

1 2 この条の第2項の記録について、職員が各省各庁の長を異にして異動した場合には、職員が異動後に所属する各省各庁の長に当該記録に関する情報を提供するものとする。

1 3 この条の第1項の面接指導の結果に基づく同条第3項の規定による医師からの意見聴取は、当該面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

第22条の3関係

この条の「必要な措置」は、面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置とする。

(削る)

(削る)

(新設)

9 この条の第1項の面接指導の結果に基づく同条第2項の規定による医師からの意見聴取は、当該面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

第22条の3関係

1 この条の「必要な措置」は、面接指導の実施又は面接指導に準じる措置とする。

2 この条の「必要な措置」は、長時間の勤務により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している職員に対して行うものとする。

3 この条の「必要な措置」は、前項の職員の申出により行うも

第22条の4関係

1～13 (略)

14 第22条の2関係第7項の規定は、この条の第4項の面接指導について、準用する。

15 各省各庁の長は、面接指導を行うに当たり、医師に、この条の第4項の申出を行った職員に対し、第3項(1)から(3)までに掲げる項目に係る事項のほか、次に掲げる事項について確認を行わせるものとする。

(1)～(3) (略)

16 第22条の2関係第13項の規定は、この条の第4項の面接指導の結果に基づく同条第5項の規定により準用する規則第22条の2第3項の規定による医師からの意見聴取について準用する。

別表第4の2関係

第8号の「人事院の定める場所」とは、安衛則第52条の22に定める場所とする。

のとする。

第22条の4関係

1～13 (同左)

14 第22条の2関係第6項の規定は、この条の第4項の面接指導について、準用する。

15 各省各庁の長は、面接指導を行わせるに当たり、この条の第1項の申出を行った職員に対し、第3項(1)から(3)までに掲げる項目に係る事項のほか、次に掲げる事項について医師が確認を行うようにさせるものとする。

(1)～(3) (同左)

16 第22条の2関係第9項の規定は、この条の第4項の面接指導の結果に基づく同条第5項の規定により準用する規則第22条の2第2項の規定による医師からの意見聴取について準用する。

別表第4の2関係

第8号の「人事院の定める場所」とは、安衛則第52条の9に定める場所とする。

以 上